

議第六十九号

県が行う中部山岳国立公園施設整備事業に対する市町村の負担金について

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により、県が行う中部山岳国立公園施設整備事業について、岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センターの再整備に要する経費（国が交付する補助金に相当する額を除く。）の三分の一に相当する額を高山市に負担させるものとする。

令和五年六月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇